

## 平成26年第4回八雲町議会臨時会会議録

平成26年8月4日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 1 号 八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例  
日程第 4 議案第 2 号 財産の取得について  
日程第 5 議案第 3 号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第6号）

### ○出席議員（16名）

- |      |       |      |             |
|------|-------|------|-------------|
| 1 番  | 佐藤智子君 | 2 番  | 横田喜世志君      |
| 3 番  | 安藤辰行君 | 4 番  | 岡島敬君        |
| 5 番  | 三澤公雄君 | 6 番  | 掛村和男君       |
| 7 番  | 田中裕君  | 8 番  | 赤井睦美君       |
| 9 番  | 牧野仁君  | 10 番 | 大久保建一君      |
| 11 番 | 宮本雅晴君 | 副議長  | 12 番 千葉隆君   |
| 13 番 | 岡田修明君 |      | 14 番 黒島竹満君  |
| 15 番 | 斎藤實君  | 議長   | 16 番 能登谷正人君 |

### ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	山形広己君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	梶原雄次君	会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	前小屋忠信君
農林課長 併農業委員会事務局長	佐藤隆雄君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	建設課長	河田實君
公園緑地推進室長	半谷広志君	環境水道課長	九十田亨君
落部支所長	柴田幸一君	教育長	瀧澤誠君
学校教育課長	荻本和男君	社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	城近真君
体育課長	浅井敏彦君	学校給食センター所長	沢野治君
学校教育課参事	本庄伯幸君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	齋藤真弘君	総合病院管理課長	成田耕治君
総合病院医事課長	五十川厚子君	総合病院建設企画課長	鈴木敏秋君
消防長	大泉達雄君	八雲消防署長	桜井功一君
八雲消防署管理課長	大淵聡君	八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	輪島光昭君
産業課長	井口啓吉君	熊石教育事務所長	池田大蔵君
海洋深層水推進室長	手塚剛君	熊石国保病院事務長	桂川芳信君

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	議事係長	戸田淳君
併監査委員事務局長		併監査委員事務局監査係長	
庶務係主任	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係主任			

[開会 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。

よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成26年8月4日招集八雲町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から5月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に議長の日程行動関係であります。7月5日に札幌市において徳川美術館展開会式が行われ、出席してまいりました。また7月31日には東京都において北海道新幹線建設促進関係自治体議長会による総会及び中央要望が実施され、要望活動を行ってまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと赤井睦美さんを指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案3件であります。これら議案等説明のため、町長、監査委員及び予め委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

### ◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号、八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第1号、八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例についてご説明いたします。本件につきましては、これまで全員協議会においてご説明させていただきましたが、熊石あわびの里フェスティバルにおいて販売したあわびが韓国産であったにもかかわらず、来場者に周知することなく販売しておりました。このことはフェスティバルに来ていただきました方々を初め、消費者の皆様の信頼を損ねただけでなく、食にかかわる関係団体などに多大なご迷惑をおかけする事態となりました。食の産地表示につきましては、昨今、社会問題として新聞、テレビなどで大きく取り上げられている中で、韓国産あわびであることを周知すべき対応をとらなかったことは、職員の認識不足によるものであります。

よって、町長は行政のトップとしての監督責任より、平成26年8月から9月分の2カ月間、現在の給料から10%の減額。植杉副町長は直接の監督責任及び町長への報告を怠ったことにより、平成26年8月から10月分の3カ月間、同じく10%の減額としております。

なお、一般職員につきましては、八雲町職員懲戒処分等審査会における答申を参考に、7月22日の全員協議会でご報告させていただきましたとおり、産業課長は減給10%3カ月。産業課長補佐は減給10%1カ月。担当係長は訓告処分とさせていただきます。

以上で議案第1号の条例内容につきまして、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 処分が軽いとか重いとか、そういう後ろ向きの議論はもう置いておきましてですね、この後、この処分を受けてからですね、副町長等はどのようなご決意でこの問題に向かっていくのでしょうか。その心構えをお聞きしたいと思います。

○副町長（植杉俊克君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（植杉俊克君） 今のお話、説明ありましたように、この度は大変な皆様にご迷惑おかけしましたことを、まずもってお詫びを申し上げたいと思います。今、ご質問のように熊石のあわびフェスティバルはですね、今回韓国産のあわびを皆様に、ご報告をしないで、説明をしないで販売したということで、本当にご迷惑をおかけしたところであります。

ただ、熊石のあわびにつきましてはこれまで、あわび養殖については平成8年位から補助事業としてですね、ずっと「あわびの里熊石」づくりに漁業者が一生懸命に取り組んできた事業であります。今回本当にご迷惑をおかけしたんですが、漁業者ともその後お話をしたり、あるいは関係者ともお話をした中で、熊石にとってはあわびってというのはですね、大変な町づくり、町おこしの資源であると。こういう皆さん認識でおりますので、これからも今回のことは大いに反省しながら、この「あわびの里」づくりに向けてですね、また一つ一つ、一步一步前に進めていきたいというふうに私は考えているところであります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） ご決意のほどをお伺いいたしましたけども、さらにちょっと付け加えまして、八雲町において、各地域において胸を張って生産するもの多々ありますけども、熊石地区においてのあわびというのも、たとえ生産者が少なくても、僕はこれからの八雲町にとってはきらりと光る産物を輩出していつてもらいたいなど、そういう思いでございます。ぜひ副町長もその点には力添えをお願いしたいんですが。

今回の韓国産あわびを買った経緯の誘因はですね、やはり海水温の異常低温がきっかけだったと思います。ここまで、この処分に至るまでの間、議会、行政ともいろいろ検討してきた中で、このことに関しての取り組みに対しての発言する機会とか考察する機会がなかったように思います。是非ですね、この点に関しても副町長並びに行政の方にもですね、力注いでもらいたい。今年の異常低温は今年だけじゃなくて、去年も実は異常低温に近い数字だったように聞いております。それに伴って生育も少なく、一昨年のおわびの生産も減っていた。今年また、異常低温で被害を被ったと。これは3年続いては大変なことになるというのは、皆さんもご自覚していると思いますけども。ここに関して、今年は様子を見ようという対策だったんですね。だからさらにもっと効果的なものを今から検討していかなければならないと、我々議員も強く思ってます。ぜひそこに関して果敢に取り組んでもらいたいと思います。

そこで1つ、本当に素人のアイデアなんですけども、検討するきっかけにしてもらいたいという思いで発言させてもらいますが、檜山漁協管内、熊石にも八雲と同じように多くの港を持っています。しかし、漁船の密度を考えると、僕は集約できるのかなど。魚民にとっては大変かもしれませんが、通いとかそういう意味で。しかしですね、そういうことによって港を幾つか空けることによって、そこをあわびの避難場所等に検討できないのかなど。これは本当に素人考えですよ。しかしそういったことも含めてですね、檜山漁協に今回、僕は貸しがあると思いますから、檜山漁協に対しては、そういった異例なことも含めてですね、検討するきっかけにしてもらいたいと。ちょっと質疑をオーバーするような質問かもしれませんが、是非ですね検討するきっかけに、この処分案以降ですね、これ以降向かっていつてもらいたいという強い思いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいらないですね。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） この件に関しましては概ね了承をしたいと思いますが、産建においてですね、当初ほとんど説明がなかったと。ここの分について、産業課においては逐一状況の報告等があれば良かったのかなと、こう思います。その辺について反省を含めて、一言ご答弁をいただければとこう思います。

○産業課長（井口啓吉君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） 今、議員の方から日々ですね、議会の方に何かあったら報告してほしいということだったんですけども。たまたま今年低水温という事で、漁業者と関係機関と相談しながらは進めてきておりましたけれども、なかなかその判断ができないという、温度もなかなか上がってこないという中で、状況を見ながらの漁業者の皆さんがですね、籠養殖の中を週に1回ないし2回程度ということでは監視しながらですね、どうしても温度が上がってこない中で条件が整わないと、上げる時期ではないというそういう2か月、3か月という流れが来てしまったということですね。議会の方にも、どの判断で報告すればいいのかなという、そういう判断もなかなかできなかったっていうのを今回、議会に対しての報告も遅かったのかなと思ってございます。そういうことも含めてですね、今後漁業者と関係機関と判断しながらですね、なるべく、できる限り早めにですね、議会等に報告してですね、説明をして皆さんのご意見いただいて、より良い養殖事業の管理をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（能登谷正人君） はい、他にありませんか。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） この記事が新聞報道された時に、生産者の方たちから、この処分については行政のやることなのでそれで良いとして、第一は信頼回復だって。それをどう町は考えているんだろうってことを何人かの方に聞かれました。町長はすでに対応されているとは思いますがけれども、ここでもう一度、信頼回復に向けて今後どのような方向で進めていくかということ、一言よろしくお願ひいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、赤井議員さんから、またその他の議員さんからいろいろな質問をあわびに対していただきました。本当にですね、私の監督不行き届きでこんな事態になりまして、改めてですね、お詫びを申し上げたいと思ひます。今赤井議員さんからありました通り、信頼回復に対しては私もまだまだちょっと元気は出てませんが、漁業者の皆さん、そして熊石の皆さんとともにですね、このあわびを何とか地域にもう少し根ざした形で、また皆さんに信頼できるよう努力をしたいと思ひますし、関係機関にもですね、大きく働きかけながら、これから進んでまいりたいと思ひます。どうか議員の皆さん

んにもまた、良い意見、貴重な意見をいただきながら進みたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上であります。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今回、このような条例が出てきたんですけど、私は物事にはすべからくけじめというのは、必要だという認識持っている一人なんですけどね。今回の処分案で町長が10%2か月で、副町長が10%3か月。井口課長が10%3か月。これを見る町民の方々は、何かしら今回の処分案については疑問が生じるのかなという気するんですよ。ということは、こういう処分というのは私はですね、上に厳しくそして下に優しいってのが、これ行政の姿勢の1つだと思うんですよ。そしたら町長は、10%2か月、まあこの辺のやりとりは全協でもやって、またこの場でやるつもりは毛頭ないんですけども、ただ一般の町民の方々はこのような処分案を知り得たならば、何で町長が副町長より軽い処分なのかという素直な疑問点が、私は出てくると思うんですよ。

私ども今年度から議会として、議会報告会ということで今町民の前に行って、いろいろな懇談会をするわけなんですけどね。来年の4月頃になると、この問題が当然また噴出されて、町民の方々からどのような幕引きをしたんだという疑問な点が、私は提示されると思うんですよ。私ども住民説明会は限られた時間、1時間半から2時間ぐらいの間ですから、簡潔に説明をしなければならない場面なんですけども。町長はなぜこのような副町長より軽い処分案になったのか。その辺は町長の口からですね、どうしてこういうふうな処分案になったのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。町長にお願いいたします。

○総務課長（山形広己君） 議長、その前に。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 町長がお答えする前にですね、逆に補則といいますか、先にご説明させていただきたいと思っておりますけども。一般的に何か事件が起きて処分をする場合には、やはり担当者が重い処分、それに対して上司というのは監督責任を問われてですねいくというのが、どこがということではないですけども、一般的に私たち公務員の行政の中では、そういうような処分をさせていただいております。今回確かにそういう産地不適正表示ということについてですね、事例がなかなかない中での処分ですけども。例えば旧八雲町時代に収賄事件、まあ残念ですけども収賄事件がありました。その職員については当然、職懲戒免職でございますけども。その時点で、トップである町長は減給10%1か月ということで処分をさせていただいております。今回につきましても、やはり総合支所副町長につきましても、その韓国産あわびを購入したという事実を事前に把握していた中では、やはり町長よりも重い処分というふうに考えて、判断をさせていただきました。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、田中議員さんより町長の処分が軽いのではないかと  
いう話であります。これはですね、私も大変悩みましたし、民間でずっといましたので行政  
の方式というものも、私もあまり理解していない中でこういう事件が起きました。これも  
ですね、行政の皆さんと協議をし、そして町民の皆さんからもですね、私もお聞きをいた  
しました。先ほど言われているとおりですね、軽いという方もいますし、もっと重くした  
方が良い、もっと軽くした方が良い、いろんな意見がありました。総合的に私は判断をい  
たしまして、この結果になりました。

これはですね、けじめとか幕引きという形ではなくですね、このことは私がこれからこ  
の熊石産あわびをですね、いかに全道、全国の皆さんに信頼を回復できるかどうかです  
ね、私の一番やることだと。責任取ることだという認識を持っていますので、どうかその  
辺をご理解をいただきたいと思います。以上です。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 私は罪人を作るためにこのような議論をしているのではないんで  
すよね。やはり信頼を回復すると今町長が言ったけども、このエネルギーというものは私  
はね、そんじょそらのエネルギーじゃないと思う。町長は総合的に判断したと言ってい  
ますけれども、やはり八雲町のトップは、私町長だと思うんですよね。いくら委員会でそ  
ういう決定がなされても、それは委員会の処分として尊重されるべきだと思います。だけ  
ども、町長という八雲町のリーダーですから。先ほどから指導責任という言葉、使ってる  
んですけれどもね、これも新聞で出たんですけれども任命責任って町長、当然ここで考えなけ  
ればならないと思うんですよね。町長が任命した副町長が恥ずべき失態を起こしたと。あ  
ってはならない不祥事を起こしたと。そうすると私は町長として、委員会の処分は別です  
よ、それはそれで結構です。けれども町長としての処分というのは、私は秤にかけるなら  
ば非常に重いものがそこで発生すると思うんですよね。だからその任命責任というのは、  
町長はどのような責任を感じてるのか。それとまた、これも全協の中で言ったように、私  
ども2人の副町長制をしいておりますし、また今回は伊瀬副町長については、ペナルティ  
はなしということなんだけれども。じゃあ連帯責任という言葉、よく皆さん使いますよね。  
じゃあ連帯責任ということになると、私はこれはこの処分が決定されて、これがマスコミ  
等で外に出ていく、そうすると必ず先ほど町長が言ったように、私大きく3つに分けられ  
ると思うんです。足りない、処分が甘い。それともう1つは、こんなものか。もう1つは  
非常に厳しい判断をした。というふうにして、大きく3つに大別されると思うんですよね。  
私はこういうけじめの取り方なんですけどね。収束をするということになると、やっぱり  
私はけじめってのは、1つの大きな指針の1つだと思うんですよね。それは町長の姿勢で  
ある、真のリーダーの責任のとり方だと思うんですけれども。町長はこの辺についてどのよ  
うな見解をお持ちかどうか、お聞かせ願いたいんですが。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。



○町長（岩村克詔君） 今田中議員さんよりですね、町長はどう全体的な責任の重さを、どう考えているかということだと感じます。私はですね、軽くは思っていないし、重く今回の件に関しましては受けとめています。特に組織的にいいますとですね、総合支所を置いている関係上ですね、やはり単独して熊石地域と八雲地域になるのかなという思いでありますし、これを人から言われたからどうのこうのじゃなくて、私が最終的に判断をして、この結果にいたしました。

先ほどから申し上げているとおりですね、私はこの責任を受けて、いかに信頼回復をしてこの町を発展させるということが、私に課せられた責任だろうと思いますので、ご理解をお願いをいたします。以上です。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 信頼にかち得るために一生懸命やるということなんですけどね、今回の不祥事については、町長の責任の名のもとにおいていろんな部署に行って謝罪をする。これは責任の1つのとり方ですよ。今度はその後、社会的制裁が加えられる。じゃあ社会的制裁というのは、いろいろな制裁される場面がたくさんあるんですけども、旧熊石町においては7月、8月はあわび料理、うに料理等で稼ぎ時なんですね。これがすべからずキャンセルが来ると。経済的打撃というのは、私は計り知れないものが見えてきてるんですね。実際今の現状のままで、そうした場合、それが一応収束して、そしてこれから処分案というふうな大きなうねりがあるわけなんですけども。

町長、私ども先月の6月の25日でしたか、それからずっとこの問題引っ張ってきてるんですよ。私も正直言って、こういう議論というのはあまりしたくない。けども、起きてしまったことは、これは1つのけじめとしてですね、きちっとした形で収束して、そして新たな事業の展開を図るというふうにして、先ほど来から一生懸命やる、一生懸命やると、それは分かる。姿勢としてはわかるんですけども。

私はやっぱりあわびフェスティバルを開催して、来る人方に迷惑をかけたらずいから開催したと。その手法も1つだと思うんですけど、じゃあそれを開催して、このようにマスコミ等々でたたかれてですね、八雲町の経済、八雲町の町民の方々にどれだけ迷惑かけているのか、それが見えてこない。だから1つのけじめとして町長たる真の指導者は分かったと。今回の不祥事については全責任私が負うんだと、そしてあとは先ほども言うように上に厳しく下に優しく、これも●●の1つの手法なんですよね。私は岩村町長においては、この手法を取ってもらいたかった。それで非常に残念に思っている一人なんですけどもね。

確かにこれから信頼を回復する、20年ちくちくと築き上げてきたことが、一瞬にして葬らされた。それを昔のようなものにするってことになる、半端ないエネルギーじゃないと思うんですよ、町長。言葉で言えば一生懸命やります。信頼回復について一生懸命やる。言葉ではそういう表現をされるかも分かんないですけども、私は物事のけじめの1つとして、真のリーダーの指導者としての責任のとり方、非常にいまいち残念な気持ちでい

っぱいでありませう。信頼に回復して、これ以上議論しても一所懸命やります。一生懸命やります。一生懸命やらなきゃないんです。これだけの不祥事を起こして、全国に対して恥ずべき行為ですよ。これを信頼回復という言葉であてはまると、私はそんじょそこのエネルギーじゃ、もっともっと時間もかかるだろうし、エネルギーも必要になるかなと思うんですけども、これで3回目ですので、町長としては、私もこれ以上の議論は差し控えたいと思いますけども、私の考えと相反するような町長の決意でない、やはり町長のやった行為についてはやっぱり真摯に、ここで真摯にという言葉出てくるんですけどもね、真摯に行動していくというふうな町長の姿勢を今1度お伺いしてですね、終わりたいと思います。町長いかがでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今またですね、田中議員から再度ですね、同じような質問であろうかと思ひますが。私もですね、真摯にこれは受けとめています。本当に町民の皆さんと一緒にしながらですね、また皆さんの力を借りてですね、信頼回復と八雲町発展に邁進していきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上であります。

○議長（能登谷正人君） はい、他にありませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 言うまでもなく今回の件は非常に残念で悔しい出来事でした。しかし、これからどう信頼を取り戻すかということが大事だというふうを考えております。

また、あわび育成に携わっている漁家の皆さんのことも育成指導していかなければならないと思ひます。先ほど田中議員が任命責任ということを書いていましたが、私たちにもその副町長を承認したっていう、議会で承認したという責任があります。今回のことは他人事ではなくて、行政とともに議会も一緒になって信頼を回復していかなければならないことだと思ひているんですけども、副町長並びに町長もそのようなお考えに立っているのかどうかお伺いいたします。

○議長（能登谷正人君） 2人に質問ですからまず植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） ただいまのご質問のようにですね、本当に今回については私の知識不足というか、

（何事かいう声あり）

○副町長（植杉俊克君） 今回のことはですね、本当に皆さんにご迷惑をおかけしております。これは私の知識の不足するところでありまして、本当に根本から反省をしなければなりませんし、今後はそういったところをですね、もう少し自分なりに勉強をしていく必要があるというふう考えております。いずれにしても熊石のあわびはですね、これまでずっと漁業者が長い間育ててきた本当に貴重な資源ですから、漁業者と一緒に今回事をですね、大いに反省しながら、一步一步前の方に進んで行ければなと思ひますので、今後も漁業者、それから行政と一緒に、この熊石のあわびに取り組ん

でいきたいと、こう思っておりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ただいまですね、佐藤議員から質問いただきました。私もですね、本当にこの監督の不行き届きという事でありまして、熊石地域と、私は本当は熊石地域は大好きな地域でありますので、もう少し連携を深めてですね、いろんな情報も入れながら、今回のことに気づけなかったってことはですね、私にとって本当に残念なことであり、大変皆様にご迷惑おかけしたと思っています。このことをですね、私も本当に真摯に受けとめ、また重く受けとめてですね、これから熊石地域と本庁地域との連携、そして漁業者の皆さんにはですね、ほんとに熊石、檜山管内は大変不漁が続いております。この辺につきましても一緒になってやっていきたいと。努力して行って、熊石地域の発展、そして漁業者の皆さんにですね、力を少しでもかけてやりたいと、そういう思いであります。何はともあれですね、本当にこの件を通して皆さんと一緒に熊石地域、八雲地域をですね、信頼回復できるように努めていきますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 全協の時に処分は重すぎるんでないかということで発言したんですけども、なかなか報道機関には届かなかったものですから、あえて本会議の場面でも少しお話をさせていただきたいと思うんですけども。やはり特別職の処分というものはですね、やはり過去の事例と比較をしていかなければ駄目だと思うんですね。このことについては軽くて、同じことをしてもですね、同じ事例であっても、そのときどきで軽かったり重かったりという部分はいけないわけでございます。

先ほど総務課長さんの方から過去の事例で、まさに刑事事件。刑事事件ででの事例で、町長さんの処分については1カ月10%ということです。今回の事例はですね、文書による行政指導でございますし、速やかに改善する旨の報告も提出をさせていただいている状況、実態なんですね。文書による行政指導すべてにおいて1回1回ですね、このような処分をしていったらですね、相当数全国の自治体でですね、毎回の定例会で相当数の処分事例が出る位の事例だというふうに思いますし、当然、刑事事件で1カ月10%で、なぜ行政指導の文書指導でですね、10%2カ月かということになると、私も当初から主張していますように重すぎるんですよ。ですからそのことについてはやはり町長の決断の中で、これから信頼回復を進めるということも含めての決意のあらわれだというふうに認識をさせていただきながら、この提案には私は甘んじて賛成していきたいなというふうに思いますし、任命責任もですね、刑事事件の時も任命責任がありました。それでも10%を1カ月だったわけでございますし、あるいは連帯責任の部分につきましては、行政の現在のですね、事務分掌からすれば、2人の副町長さんがそれぞれ地域分担をしながら、事務分掌をしている

という現実がありますので。このことをもってですね、連帯責任等々をすることになればですね、この事務分掌そのもの、それぞれの責務のあり方も含めてですね、見直していかなければいけない事態になるわけですから。現行上、あくまでも事務分掌が分かれている現状からすれば、適切な措置ではないかなというふうに思っております。

それから同僚議員の佐藤議員さんもお話してましたし、あるいは赤井議員さんもお話しておりましたし、三澤議員さんもお話しをしながらですね、町長さんの今後の決意。これからのあわびの育成の部分も含めて、縷々お話をされておりましたので、そのことについては意を持ってですね、行なっていけるのかなというふうに思いますけども。

ただ、1点元々のあわびフェスティバル。来年もしっかりですね、具体的に産地の表示をしながらしっかりと運営をするということがですね、原点だと思いますので、そういう考えに立つならば今回いろいろと処分された方もおられますけれども、そういった方々が責任を持ってですね、それぞれの立場で次のあわびフェスティバルを開催するという意向であるのか。町長さん副町長さんにお聞きをさせていただきます。

○副町長（植杉俊克君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） 今お話あったようにですね、あわびの里フェスティバルにつきましても、熊石の先ほど来言ってるように、あわびがやはり熊石の大きな資源だというふうに私たちも漁業者も思っていております。こういうことからすると、あわびの里フェスティバルについても、この間、事件以降ですねお話しする機会がありましたけども、あわびの里フェスティバルについても熊石にとっては大きな資源ですから、漁業者もそういったイベントは続けていきたいという、こういった決意でもおりますし、私どもも反省するべくは反省して、そしてJAS法にあるような基準に沿った順守をしながらですね、そういったことに一緒になって、前に向かって行きたいというふうには考えているところであります。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、千葉副議長さんから大変貴重な意見をいただきました。このあわびフェスティバルにつきましてはですね、私どもも続けていきたいという思いでありますし、またあわびの実行委員会を組織してますので、この組織の内容も含めてですね、しっかりと取り組んでまいりたいと考えます。何と言いましてもですね、信頼回復をして、熊石のあわびをさらにですね、全道・全国のみなさんに安心したものをお届けするというのが私たちの役割だと思っておりますので、これからもご理解いただきながら協力をしていきたいと思っております。以上です。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） とりわけ10%を3カ月ということで、植杉副町長さんは大変重い処分になったわけですがけれども。そういった意味も含めてですね、次年度のあわび祭りに

はですね、副町長がまさに監督責任者としてですね、しっかりとその責務を負っていただくように頑張っていたきたいなど。監督責任としてこういう処分がされるわけですから、表示等の部分にもですね、細心の注意を払っていただかなければならない立場ということを表明していただきましたので、答弁はよろしいと思います。そのことだけはしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（能登谷正人君） 他に。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ありませんね。質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方はおりませんですね。賛成の方の討論を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 本案に賛成の立場で討論させていただきます。今質疑でいろんな意見が出ましたけども、今回の処分は私は重すぎると思いますけども、重い処分を受けてまでこれから向かっていくんだという、決意のあらわれだと受けとめて賛成いたします。

今、申したように重すぎる処分を受けてまで、これから信頼回復と再発防止、またあわびの振興についても頑張っていってほしい。

併せてですね、一つここで新たに付け加える解決しなければいけない問題を提示させていただきます。それは、熊石地域における歴史あるが故に根付いているボス支配でございます。地域のボスが何でも決めてしまう。そのことに対して地域の住民は声が上げられないという事を、ぜひこの機会に重く受けとめてですね、今後そういうことが起きないような注意も、私は必要だと思います。例えばあわび養殖部会。最前線で海に潜っている方々は、まさか熊石のあわびを売るお祭りで他所のものが売られるなんてことは思ってもいなかった。しかし、自分たちの手が届かないところで決まってしまうという、残念な思いを聞いております。また、お祭りの実行委員会においても、一部の役員だけで短時間のうちに決めて、そのことに対しての周知徹底も行われず、今日の事態を招き、そのことは町のトップが全国に対して頭下げなければいけないという事態を招いたにもかかわらず、発端となった当事者は事の大きさに今、身をふるえているかもしれませんが、事が起こった初めのころは、とにかく町のトップに頭を下げさせるということをやっていたかのように見られることが幾つもあります。責任も取れない人間がボスとして支配している構造は、まだまだ熊石地域においてはあるのではないかと、強い疑いを持っている一人でございます。ぜひこのことも、今後の行政運営について二度と起こらないように、厳しく立ち向かっていかなければいけないと。私はこの重すぎた処分を受けてまでこれから向かっていくわけですから、彼らに対しても強い行動がとれると思っております。ぜひそのことをつけ加えさせまして議案に賛成の立場で発言させていただきました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんね。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。反対ありませんからそのまま進めますね。原案の反対討論はありませんけども、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号、財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 議案書2ページをお開きください。概要説明書をご覧ください。本件はホイローダー1台を購入することについて、平成26年7月23日に4社で見積もり合わせを行い、落札した業者と契約締結にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。議案第2号のとおり、財産の種類及び数量、ホイローダー1台。取得の金額1,292万7,600円。契約の相手方北斗市追分3丁目2番3号北海道川重建機株式会社函館支店支店長熊谷伸哉でございます。以上、議案第2号の財産の取得についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 説明が少し足りないのではないかと思います。ホイローダーの使い道をですね、もうちょっと詳しく説明して議決を求めていただきたいと思います。

○水産課長（横山隆久君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（横山隆久君） ホイローダーの用途についてご説明いたします。前回予算のときにも質問がございましたけれども、これはバイオマス施設におきまして、主としては冬期間の除雪に使うものでございます。ただ夏場空いている時間におきましては、バイオマス施設の作業性の向上を目的として、一部バケットを使いまして堆肥の積み込み等にも利用したいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号、平成26年度八雲町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第3号、平成26年度八雲町一般会計補正予算（第6号）について提案説明いたします。

議案書の3ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに3,510万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億9,513万6,000円にしようとするものであります。それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。

議案書の7ページの中段からであります。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費3,460万円は、漁業設備等整備事業補助金の追加であります。事業の1点目は八雲町漁業協同組合が事業主体のPPボックス保管倉庫設置事業で、当該漁協はホタテ・鮭の出荷に使用するPPボックスを600個保有しておりますが、保管場所が狭隘で屋外となっており、衛生面や盗難が危惧されることから保管倉庫1棟を整備するものであり、総事業費は3,661万2,000円で、うち1,060万円を補助するものであります。2点目は同じく八雲町漁業協同組合が事業主体のザラボヤ洗浄機器導入事業で、従来のザラボヤ洗浄器は洗浄作業に2名以上の従事が必要でありましたが、新型の洗浄器は1名の従事で作業が可能となり、作業効率の向上や経費抑制が図られることから30台を購入し、漁業者に貸付しようとするものであり、事業費は5,346万円で、うち2,040万円を補助するものであります。3点目は落部漁業協同組合が事業主体のプレハブ冷凍保管庫新設事業で、直販事業の強化には鮮度保持と安定供給が必要なことから、冷凍保管庫を整備するものであり、事業費は1,263万6,000円で、うち360万円を補助するものであります。

なお、これらの事業は補助金全額を北海道地域づくり総合交付金を充当するものであり、この度、事業に対する内示があり、早期の整備が必要なことから、補正をお願いするものであります。

次に7款1項商工費、3目観光開発費は19万4,000円の追加で、平成26年5月18日に熊石あわびの里フェスティバル実行委員会が主催する、第20回熊石あわびの里フェスティバルにおいて販売したあわびのうち、約半数が韓国産でありながら農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、産地表示を適正に表示しなかったことから多くの方々の信頼を損ねたところであります。このことは、実行委員会が主催したとはいえ、事務局は町が担っていること。フェスティバルは熊石のあわびの里づくりとして、産業の活性化や地域興しとして位置づけたイベントであり、これまでも町として大きくかかわり支援した経過から町の責任は大きいものであり、6月27日の北海道新聞へ実行委員会及び町の連名により、おわび広告を掲載したものであります。これらの経過から、おわび広告に必要な38万8,022円のうち、2分の1相当の19万4,000円を支出しようとするものであります。

次に9款1項消防費、1目常備消防費31万1,000円の追加は、7月19日開催の全道消防救助技術訓練指導会において、ロープ用応用登坂の部で3位であり、また道西地区内1位と優秀な成績であったため、8月27日千葉県で開催の全国消防技術大会へ北海道道西地区代表として選出されたことから、参加に必要な3名の普通旅費を補正するものであります。以上で補正する歳出の合計は3,510万5,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書は同じページの上段になります。15款道支出金、2項道補助金、5目農林水産業費道補助金3,460万円は、歳出で説明しました漁業振興設備等整備事業に係る補助金であります。

19款1項1目繰越金50万5,000円は、歳出に対応した前年度繰越金であります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の3,510万5,000円の追加であります。

以上で議案第3号、平成26年度八雲町一般会計補正予算(第6号)の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。



よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**◎ 閉会宣告**

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本臨時会に付議を予定された案件はすべて議了いたしました。

よって平成 26 年第 4 回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前 10 時 58 分〕